

健生発0405第3号
令和6年4月5日

各 都 道 府 県 知 事
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長
各 生 活 衛 生 同 業 組 合 の 長
各 生 活 衛 生 同 業 組 合 連 合 会 の 長
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

生活衛生関係営業対策事業の実施について

標記については、平成26年4月30日付け健発0430第1号厚生労働省健康局長通知の別紙「生活衛生関係営業対策事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和6年4月1日より適用することとされたので通知する。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">生活衛生関係営業対策事業実施要綱</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 補助対象事業 (略)</p> <p>3. 補助対象事業の実施主体 (1)～(3) (略) (4) 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会</p> <p>4. 審査・評価会の設置 事業計画書の提出があった事業に対する補助の採否について審査するとともに、採択した補助対象事業の実施状況について総合的な評価を行うため、外部有識者により構成される生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会を開催する。 ただし、3の(3)が実施する「受動喫煙防止対策事業」と3の(4)が実施する「ビルクリーニング業における外国人材確保事業」及び「ビルクリーニング分野 <u>人材確保及び生産性向上等</u> 支援事業」については、審査・評価の対象外とする。</p> <p>5. 申請方法 (略)</p> <p>6. 補助金交付の対象経費 (略)</p>	<p style="text-align: center;">生活衛生関係営業対策事業実施要綱</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 補助対象事業 (略)</p> <p>3. 補助対象事業の実施主体 (1)～(3) (略) (4) <u>「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」の実施主体である</u>公益社団法人全国ビルメンテナンス協会</p> <p>4. 審査・評価会の設置 事業計画書の提出があった事業に対する補助の採否について審査するとともに、採択した補助対象事業の実施状況について総合的な評価を行うため、外部有識者により構成される生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会を開催する。 ただし、3の(3)が実施する「受動喫煙防止対策事業」と3の(4)が実施する「ビルクリーニング業における外国人材確保事業」及び「ビルクリーニング分野 <u>技能習得</u> 支援事業」については、審査・評価の対象外とする。</p> <p>5. 申請方法 (略)</p> <p>6. 補助金交付の対象経費 (略)</p>

生活衛生関係営業対策事業実施要綱

1. 目的

生活衛生関係営業対策事業は、生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進することを目的とする。

2. 補助対象事業

補助の対象となる事業については、生活衛生関係営業対策事業実施計画書（以下「事業計画書」という。）が提出された事業のうち、4に定める審査・評価会による審査を踏まえて、厚生労働省が採択したものに対し、別に定めるところにより補助するものとする。ただし、一部事業については審査・評価会での審査を経ず、補助するものとする。

3. 補助対象事業の実施主体

- (1) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号以下「生衛法」という。)に基づき指定が行われた、都道府県生活衛生営業指導センター
- (2) 生衛法に基づき組織された、生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会
- (3) 生衛法に基づき指定された、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (4) 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

4. 審査・評価会の設置

事業計画書の提出があった事業に対する補助の採否について審査するとともに、採択した補助対象事業の実施状況について総合的な評価を行うため、外部有識者により構成される生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会を開催する。

ただし、3の(3)が実施する「受動喫煙防止対策事業」と3の(4)が実施する「ビルクリーニング業における外国人材確保事業」及び「ビルクリーニング分野人材確保及び生産性向上等支援事業」については、審査・評価の対象外とする。

5. 申請方法

補助を希望する者は、別に定めるところにより、書面により事業計画書を提出するものとする。

6. 補助金交付の対象経費

補助の対象となる経費の範囲等については、別に定めるものとする。